

原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書に基づく覚書 新旧対照表

現 行	変更後
<p>(新設)</p> <p>1 (4) 原子炉施設を変更しようとするとき。 イ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）<u>第 23 条第 2 項第 5 号</u>に規定する<u>原子炉施設</u>について、<u>同法第 26 条第 1 項</u>の規定に基づき許可を受けて変更しようとする場合。</p>	<p>1 (3) その他発電所の保守運営状況 <u>リ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設について、同法第43条の3の8第4項に規定する変更　変更の都度</u></p> <p>1 (4) 原子炉施設を変更しようとするとき。 イ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）<u>第 43 条の3の5第2項第5号</u>に規定する<u>発電用原子炉施設</u>について、<u>同法第 43 条の3の8第1項</u>の規定に基づき許可を受けて変更しようとする場合。</p>